

国際日本文化研究センター顧問規則

平成 1 6 (2004) 年 4 月 8 日 制 定
令和 4 (2022) 年 3 月 1 7 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国際日本文化研究センター組織運営規則第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）に置かれる顧問に関して必要な事項を定める。

(顧問の委嘱)

第 2 条 顧問は、センター所長（以下「所長」という。）経験者等センターの運営に関して、特に学識経験を有する者のうちから、所長が委嘱する。

(職務)

第 3 条 顧問は、所長の諮問に応じて、センターの運営に関する事項について意見を述べ、又は助言を行う。

(服務)

第 4 条 顧問は、非常勤とする。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、顧問の運用に関して必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 4 月 8 日から施行し、平成 1 6 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 (2022) 年 4 月 1 日から施行する。